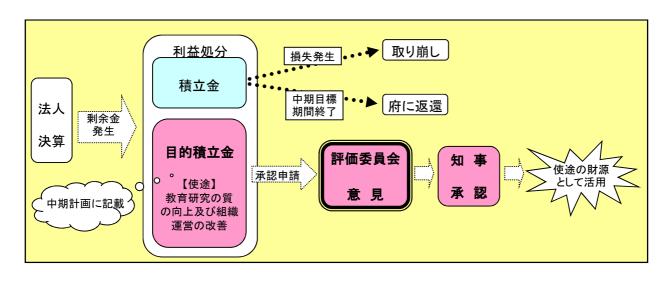
利益処分にかかる知事の承認(経営努力認定)について

1. 概 要

地方独立行政法人法上、同法第40条第1項に定める残余(剰余金)がある場合は、評価委員会の意見を聴取のうえ(同条第5項)、知事の承認を受けて、翌事業年度以降へ繰越し、中期計画に記載の使途に充てることができる(同条第3項)と規定。



2. 承認の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。

ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果 発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)
- ② 運営費交付金対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益 (学生納付金、獣医臨床センター収入等)
- ③ 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益 (受託・共同研究収入等)

なお、大学、高専の各学生収容定員に対して、在籍者が一定率(*)を充足しない場合は、 相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に府に返還すること とする。(*国立大学法人に準じて、90%)

3. 府の考え方

平成27年度の剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、公立大学法人大阪府立 大学の申請どおり承認しても問題ないと考えている。